

宮崎県総合運動公園屋内走路建設事業 要求水準書

I 概要

1 所在地等

- (1) 事業計画地：宮崎県宮崎市大字熊野 1443-12
- (2) 敷地面積：1,009,922.07 m²
- (3) 都市計画区域：都市計画区域

2 関連法令・適用基準等

本事業を実施するに当たっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、宮崎市景観条例（平成 19 年条例第 35 号）のほか、関係する法令・条例等を遵守すること。また、適用基準として以下を参照すること。なお、その他、定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。ただし、カ、サ、シ及びツについては、宮崎県県土整備部が定める各仕様書を教育庁においても準用する。

- ア 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）（平成 31 年版）
- イ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）（平成 31 年版）
- ウ 公共建築設備工事標準図（統一基準）（電気設備工事編）（平成 31 年版）
- エ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）（平成 31 年版）
- オ 公共建築設備工事標準図（統一基準）（機械設備工事編）（平成 31 年版）
- カ 建築物設計指針（平成 19 年版 宮崎県県土整備部営繕課）
- キ 建築設備設計基準（平成 30 年版）
- ク 建築工事監理指針（令和元年版）
- ケ 電気設備工事監理指針（令和元年版）
- コ 機械設備工事監理指針（令和元年版）
- サ 地質・土木調査業務共通仕様書（平成 28 年 4 月 宮崎県県土整備部）
- シ 建築設計業務委託共通仕様書（令和 2 年 4 月 宮崎県県土整備部営繕課）
- ス 公共建築工事積算基準（平成 28 年改定）
- セ 公共建築工事共通費積算基準（平成 28 年改定）
- ソ 公共建築工事積算基準等資料（令和 4 年改定）
- タ 公共建築数量積算基準（平成 29 年改定）
- チ 公共建築設備数量積算基準（平成 29 年改定）
- ツ 建築工事積算要領等資料（令和 3 年 5 月 宮崎県県土整備部営繕課）
- テ その他関係適用基準等

3 本事業における留意事項

- ア 施工用の電力・給水及び施工に必要な事務所、休憩所、便所等は、受注者が準備すること
- イ 施工用の電力は、発電機（低騒音型）を設置すること。給（排）水は、構内から分岐し、メーターを取り付けて、使用量に応じた料金を支払うこと
- ウ 機器の搬入、据え付け、調整については、発注者と協議の上、その指示に従うこと
- エ 機器の搬入、据え付け、調整に係る費用は、全て工事費に含めること
- オ 周辺住民や県総合運動公園利用者等に支障がないよう、騒音、振動、粉塵、臭気等の対策を図ること
- カ 緊急車両及び周辺の車両の通行に支障が無いよう配慮すること
- キ 各関係機関と十分に事前協議の上実施するとともに、必要な申請、届出等を遅滞なく行うこと。なお、申請等に要する費用は本業務の費用に含むものとする

II 建設条件等

1 基本的な考え方

(1) 配置計画

- ① 施設は、陸上競技での利用を中心とした陸上競技場のサブトラックとしても活用する屋内型の陸上競技用走路を配置・設計することとし、施設利用者の動線の確保等に十分配慮すること
- ② 陸上競技は、日中利用の他、夏場の暑さ対策としての夜間利用や荒天時（雨・風等）利用も想定しており、その他の競技等は、全天候型の屋内施設として利活用を見込んでいることから、陸上競技を中心としつつも幅広い利活用が図られる施設とすること

(2) 意匠計画

- ① 魅力的なデザインであること
- ② 施設の外観・内装は、周辺の景観から逸脱しない形態・色彩・構成とすること
- ③ 意匠法（昭和34年法律第125号）に違反しないこと

(3) 施設的环境

- ① 屋内の走路は、陸上競技場のサブトラックとして活用することから、陸上競技場と同じ舗装材とすること。（舗装材：ポリウレタン舗装、ローラーエンボス仕上）
- ② 感染症に考慮し、換気対策を十分に施した施設とすること
- ③ 施設利用者が快適に利用出来るスペースを確保すること
- ④ 必要に応じた電気設備、給排水設備、換気設備等を備えたものとする
- ⑤ 環境、防音、省エネルギー対策等に配慮したものとする
- ⑥ 海辺に近く塩害や台風被害の多い当該地特有の立地条件を考慮した設計・仕様とすること
- ⑦ 自然採光に配慮したものとする

(4) 施設の安全性

- ① 耐震、耐風、防火等の関係法令に関する基準を満たしていること
- ② 施設・設備等は十分な耐久性を備えたものとし、塩害対策を施すこと
- ③ 仮囲い及び誘導員の配置等、施設利用者の安全性を考慮した施工計画とすること

(5) 地産地消の計画

県産材等の地場の資材を活用したものとする。

2 計画施設の概要

(1) 建築計画（屋内走路）

① 規模

建物面積 1,800 m²程度、室内高は平均 4.0m 程度、棒高跳び部は 6.5m 程度、フィールドの広さは 140m×12.5m 程度を確保すること。

② 構造・仕様

ア 全体

- ・構造は企画提案によるものとする
- ・建物の側面は、開口部を設ける等換気がしやすい仕様となるよう提案すること
- ・内装仕上げは想定していない。ただし、提案は否定しない
- ・換気設備により室内温度等に配慮した施設とすること
- ・空調設備は想定していない。ただし、提案は否定しない
- ・ランニングコストの縮減に配慮した設計・仕様とすること

イ 陸上競技用の機能

建物には、下記の陸上競技用の機能を備えること

- ・130mの走路5レーン（80m、100m、110mハードル兼用）
- ただし、走路ゴール側の側壁に衝突防止対策を施すこと

- ・走り幅跳び、三段跳び用の走路1レーン（上記5レーンとは別に設置）と砂場
- ・棒高跳び用の突き箱（棒を突くタイミングの練習用として設置）
- ・上記各仕様は、「第1種公認陸上競技場の基本仕様」及び「陸上競技場公認に関する細則」に準拠すること。ただし、舗装の厚さは均一とし13mm以上とすること。また、ハードルは80m利用も想定すること。
- ・陸上競技では、別添「競技用具リスト」掲載の競技用具の利用を想定しており、一部外部倉庫からの移設利用となることから、各競技用具の搬入を考慮した経路及び搬入口とすること
- ・上記の他、ストレッチスペースを確保すること
- ウ その他の機能
 - 建物には、下記の施設管理用の機能を備えること
 - ・競技用具（ハードル等）収納用の倉庫（床面積40㎡程度）1箇所
 - ・エントランス
- エ その他
 - ・上記以外に、配置した方がよいと思われる設備、設計があれば提案すること
この場合、請負金額の増額は行わない
 - ・自動販売機を設置できるよう設置場所を確保するとともに、電源設備を整備すること
 - ・建設予定地の地質データについては、別添「地盤調査資料（抜粋）」を参照すること
 - ・計画施設は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の耐震安全性の分類で、構造体Ⅲ類、建築非構造部材B類、建築設備乙類としており、地盤調査及び液状化の検討の結果、直接基礎を想定している
 - ・地下埋設物の撤去を行うこと。撤去に要する費用は本業務の費用に含めるものとする。（別添「現況埋設物想定図」参照）

(2) 設備計画

① 共通事項

- ア 耐久性、更新性、メンテナンス性及び耐塩害性を考慮したものとする
- イ 風水害、落雷、停電、大火、地震その他の災害を考慮すること

② 上下水道の整備

- ア 給水設備、排水設備については適宜提案すること
- イ 上下水道の引き込み工事を行うこと。また、必要な申請手続きを行うこと

③ 電気・通信設備

- ア 受電設備については、適宜提案すること。なお、受電においては、構内の既設の受変電設備との連携及び調整に留意すること。また、必要な申請等を行うこと
- イ コンセント等、建物に係る電気設備は、適宜提案すること
- ウ 照明設備は、LED型照明器具（平均300lx）を原則とし、安全性に配慮した照明計画（照度及び照度分布）とすること。また、埃が付着しにくいものとするなど、日常の清掃、点検、保守作業等の維持管理業務が効率的かつ安全に行えるよう衛生面や維持管理上の配慮をした器具を選定すること
- エ 非常用照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は、関係法規に基づき設置すること
- オ 外灯は、施設外構部に設置すること
- カ 自動火災報知設備、防火設備等を関係法規に基づき設置すること
- キ 電力の引き込み工事及び必要な申請等を行うこと

④ 機械設備

- ア 換気設備を設け、適切に新鮮な空気の導入、除塵、臭気低減を行うこと
- イ 衛生器具設備は、用途に応じて適宜選択すること
- ウ 給排水設備については、敷地や周辺の状況を考慮の上、提案すること

- エ 消火設備等は、消防法及び条例に基づき設置すること
- ⑤ 外 構
 - ア 陸上競技場からの動線の整備を行うこと
 - イ エントランスへの進入路の整備を行うこと
 - ウ 維持管理用の散水栓を屋外に設けること
 - エ 雨水排水（側溝・集水柵）の整備を行うこと

3 調査・設計業務

(1) 調査内容

別添「基本設計参考図」を参考にすること。

(2) 設計内容

次の設計業務（実施設計）を行うこと。

実施設計においては、準拠すべき法令、基準、本要求水準書を満たすとともに、企画提案に記載した内容等について遵守し、実施設計成果物（設計図書、設計図面、及び数量計算書をいう。）を県に提出し、承認を得ること。実施設計成果物においては、次の事項を遵守し、実施設計成果物を提出すること。

- ① 本要求水準書Ⅰ 2 関連法令・適用基準等を遵守すること
- ② 本要求水準書Ⅱ 1 基本的な考え方及び同 2 計画施設の概要を反映させること
- ③ 計画的で無理のない工程とすること

(3) 調査・設計時の打合せについて

打合せは次の区切りにおいて行うものとし、回数は3回とする。また、第1回打合せ及び実施設計終了時については、管理技術者が立ち会うものとする。

- ① 実施設計着手時
- ② 実施設計終了時

(4) 設計及び施工の配置技術者

次に掲げる技術者等を配置すること。なお、各技術者等の資格や経歴については、様式3号に記載するとともに、資格や従事した経歴が分かる資料を添付すること。

- ① 直接的かつ恒常的な雇用関係にある以下の技術者を専属でそれぞれ配置すること
- ② 設計における管理技術者については次のアの事項を、担当技術者については次のイの事項を満たす者とする
 - ア 一級建築士の資格を有する者
 - イ 次のいずれかに該当する者であること
 - ・一級建築士の資格を有する者
 - ・二級建築士の資格を有する者
 - ・建築設備士の資格を有する者
 - ・第一種電気主任技術者の資格を有する者
 - ・第二種電気主任技術者の資格を有する者
 - ・第三種電気主任技術者の資格を有する者
- ③ 工事における主任技術者又は監理技術者（注1）は、次のすべての事項を満たす者を専任で配置すること。ただし、主任技術者又は監理技術者が発注者の同意を得て別工事と兼務する場合（注2）は専任を要しない
 - ア 次のいずれかに該当する者であること
 - ・一級建築士の資格を有する者
 - ・二級建築士の資格を有する者
 - ・一級建築施工管理技士の資格を有する者
 - ・二級建築施工管理技士（建築）の資格を有する者
 - ・建築工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者
 - イ 監理技術者においては、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること

(注1) 下請契約の請負代金の総額が8千万円以上となることが予想される場合、あらかじめ監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置すること。

(注2) 「監理技術者制度運用マニュアル」及び「宮崎県公共事業情報サービス(R2.12.1 監理技術者補佐の取扱いについて)」を確認すること。

4 施工業務

施工体制及び技術者等の配置

建設業法に定める技術者で本工事に精通した者を配置する等、確実に施工できる体制をとるとともに、速やかにコリンス登録を行うこと。